

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される、公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、全ての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て、売却いたします。

【原則1－7】(関連当事者間の取引)

当社は、役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めております。また、当社役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引の有無、さらに、当社役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を毎年定期的に役員各々に確認し、当社管理部門において精査し、取締役会に上申いたします。

【原則3－1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経理理念等)や経営戦略、経営計画

【経理理念】

当社は「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」を経営理念としており、その概要につきましては、自社ホームページに掲載しております。

<http://toyoasano.co.jp/about/greeting.html>

【経営方針】

当社の経営方針につきましては、自社ホームページに掲載しております。

<http://www.toyoasano.co.jp/IR/course.html>

【中期経営計画】

当社は、平成28年度を初年度とする第5次中期経営計画を策定しており、その概要につきましては、自社ホームページに掲載しております。

<http://www.toyoasano.co.jp/IR/course.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬は、固定報酬および業績連動報酬により、監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されております。

取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬額は、「役員報酬の決定方針」を取締役会で承認し、取締役の授権を受けた代表取締役社長が、その決定方針に基づき経営環境や業績および各取締役が担当する職務の内容を総合的に勘案し、決定しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、各取締役が担当する職務の内容に応じて、監査等委員の協議により決定しております。

(4) 取締役・監査役の選任と指名

当社取締役候補者の選任にあたっては、経営理念に基づき、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い知識、優れた人格等を備えたものを候補者として、取締役会において最終決定いたします。また、監査等委員である取締役候補者の決定に際しては、監査等委員会の同意を得ることとしております。再任時は、これらに加え、任期中の実績、経営への寄与度等を勘案することといたします。

(5) 経営陣幹部の個々の選任・指名理由

社内の取締役候補者につきましては、株主総会招集通知等に個々の略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況を開示しております。また、社外取締役候補者につきましては、個々の略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況ならびに個々の選任事由を株主総会招集通知等に開示しております。

【補充原則4－1－1】(取締役会の役割・責務(1))

当社は、取締役会規程において、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行やその他の決議事項を定めている他、稟議規定において、取締役会、代表取締役社長、各管掌取締役、各部門長等の意思決定機関ならびに意思決定者に対する決裁権限を明確に定めております。

【原則4－8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行し、新たに社外取締役を4名、うち独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、豊富な経験と幅広い見識を基に、経営から独立した立場から適切な助言等を行い、その役割・責務を十分に果たしていただけるものと考えております。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外要件に加え、当社の経営判断に資するような会社経営等の豊富な知識と経験を有し、当社の経営理念の実現と中長期的な企業価値の向上に寄与することができる人材であるという点を重視するとともに、独立性につきましては、金融証券取引所有価証券上場規定に定める独立役員に関する基準を満たすことを要件としております。

【補充原則4－11－1】(取締役会の構成方針、選任方針)

当社の取締役会は、各事業分野に精通する業務執行取締役と、豊富な経験と高い見識を有する監査等委員である社外取締役で構成しており、取締役の選定にあたっては、人物、見識、能力ともに優れ、当社の事業の発展に大いに貢献していただけるかという視点で個々の候補者を選んでいます。

取締役会の規模については、十分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人数で構成しており、定款で取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内としております。

【補充原則4－11－2】(取締役会の兼務)

当社の役員の重要な兼職の状況は、当社の第74回定時株主総会招集ご通知(10ページ)に記載のとおりです。

また、社外役員の重要な兼職先と当社の関係を、当社の第74回定時株主総会招集ご通知(11ページ、50～52ページ)に記載して開示しております。

【補充原則4－11－3】(取締役会の実効性評価の概要)

当社は、各取締役が自らの業務執行内容を自己評価するとともに、相互にその業務執行状況を確認し、取締役会全体の機能向上を図るため、その実効性について評価しております。また、当社は定期的に各取締役の実効性の評価に関する意見を取り纏めております。

【補充原則4－14－2】(取締役のトレーニング)

取締役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しております。

社外役員を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、所管部署または担当役員から個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを行っております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めております。

株主・投資家の皆様から当社に対する建設的な対話の申入れがあった場合には、その申入れの趣旨・目的等を考慮したうえで、社長若しくはその他の取締役又はIR推進担当が適切に対応させていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東洋鉄工株式会社	3,704,140	25.70
太平洋セメント株式会社	1,713,110	11.88
株式会社静岡銀行	559,950	3.88
スルガ銀行株式会社	437,030	3.03
植松 昭子	431,460	2.99
齋藤 廣一	200,000	1.38
楽天証券株式会社	171,000	1.18
宇田 肇	158,000	1.09
五十畑輝夫	158,000	1.09
高橋 正弘	123,000	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	2 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五月女 五郎	他の会社の出身者											
安藤 謙一郎	他の会社の出身者							●				
笠原 孝志	他の会社の出身者											
鈴木 孝行	他の会社の出身者					○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五月女 五郎	○	○	五月女五郎法律事務所所長弁護士。	五月女氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しており、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は当社監査役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
安藤 謙一郎	○		安藤物産株式会社代表取締役社長。	安藤氏は、安藤物産株式会社の他、数社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営執行に対する適法性について適切な助言をいた

				だいております。なお、安藤物産株式会社とは当社と当社主力製品の販売や施工用副資材の購入において取引がありますが、何れの取引額も売上高に占める割合は1%未満であり、当社の意思決定に対して影響を与え得るものではないと判断しております。
笠原 孝志	○	○	太陽生命保険株式会社顧問。	笠原氏は公務員として長年培った豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査をしていただけるものと判断しております。なお、同氏は当社監査役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
鈴木 孝行	○		太平洋セメント株式会社のセメント事業本部営業部長。また同社は、当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、当社は同社との間で当社主要製品の原材料取引があります。	鈴木氏は現在、太平洋セメント株式会社のセメント事業本部営業部長の職にあり、これまでも長年にわたり、営業の第一線で活躍されている経歴を有していることから、これまで培った幅広い知識と豊富な経験を生かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は当社社外取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下、補助者という)として、内部監査室長が監査等委員会の職務を補助しております。具体的には、取締役会の前置機関である業務会や社内会議への出席、重要書類の確認、稟議書類の確認等を行い、随時監査等委員会に報告を行っております。 当社取締役会決議による「内部統制システムの構築に関する基本方針」において、当該補助者は監査等委員から受けた指示について取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないこと、また、当該補助者の人事は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重することを定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
内部監査室と監査等委員会の間では期初において内部監査計画を事前協議するとともに、定期的に会合を持ち相互に情報交換、意見交換を行っております。 また、会計監査人を含めた三者間におきましても、監査結果に関する協議および意見交換を定期的に実施しております。 なお、当社の輕輕監査業務を執行した公認会計士は勝又康博氏、寺島真吾氏の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。 意見表明に関する審査につきましては、当社の監査業務に従事していない十分な監査経験および審査経験をつんだ公認会計士により実施されおります。 なお、業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬は、固定報酬および業績連動報酬により、監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されております。

取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬額は、「役員報酬の決定方針」を取締役会で承認し、取締役の授権を受けた代表取締役社長が、その決定方針に基づき経営環境や業績および各取締役が担当する職務の内容を総合的に勘案し、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役の報酬額については、各々の総額を開示しており、その内、社外取締役と社外監査役の報酬の合計額を開示しております。

役員報酬の内容（平成28年3月1日～平成29年2月28日）

区分	支給人数	支給額	摘要
取締役	8名	136,990千円	
監査役	5名	9,360千円	
合計	13名	146,350千円	うち社外取締役および社外監査役 計7名 7,200千円

（注）1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 平成27年5月26日開催の第72回定時株主総会にて取締役の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）、また、平成17年5月27日開催の第62回定時株主総会にて監査役の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いただいております。

3 上記金額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額19,800千円（取締役19,440千円、監査役360千円）が含まれております。

4 平成29年5月24日開催の第74回定時株主総会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円）（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬は、固定報酬および業績連動報酬により、監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されております。

取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬額は、「役員報酬の決定方針」を取締役会で承認し、取締役の授権を受けた代表取締役社長が、その決定方針に基づき経営環境や業績および各取締役が担当する職務の内容を総合的に勘案し、決定しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、各取締役が担当する職務の内容に応じて、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の業務を全般補佐する担当セクションは基本的には管理部とし、必要により内部監査室がカバーしております。

定例取締役会資料（付議事項を含む）は事前に配布し、必要により事前説明をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は企業統治の体制として、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行を可能な体制とし、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、平成29年5月24日付で監査等委員会設置会社制度へ移行しております。

取締役会は平成29年5月24日現在、9名の取締役で構成され、取締役(監査等委員であるものを除く。)5名(内、社内取締役5名)、監査等委員である取締役4名(内、社外取締役4名)により、経営に関する重要な意思決定をするとともに、各取締役の業務遂行を監視できるようにしております。また、経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役会は定例の他必要に応じて機動的に開催するとともに、取締役会の前置機関として、業務運営上の重要課題や月次決算を審議する社内取締役、執行役員および部門長で構成する「業務会」を設置し月例で開催しており、必要により随時に重要経営事項について検討を行い提言をおこなっております。

その他、高度の専門性などが要求される意思決定や業務執行に当たっては、顧問法律事務所、経営コンサルタント等の専門家のアドバイスを受けております。

監査等委員会は平成29年5月24日現在、4名の社外取締役で構成され、取締役会に対する監督機能の強化・独立性を確保し取締役の業務遂行の全般にわたって監査を実施できるようにしております。監査等委員会は監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担に従い取締役会その他重要な会議に出席、または取締役および従業員から受領した報告内容の検証、部門実査等を通じて、取締役会が構築、整備している内部統制が有効に機能しているかを監視し、業務遂行を監査できるようにしております。

コンプライアンスにつきましては、管理部(法務担当)が適法性の確保を中心として総合的に検討し、必要事項は取締役会に適時報告・提言し、取締役会はこれを受けて「コンプライアンス会議」を開催しております。

当社は、取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が採用する取締役会、監査等委員会、業務会、コンプライアンス会議がそれぞれの機能を果たすことにより、意思決定、業務執行、監督の分離が行われ、当社がコーポレート・ガバナンスの中核と位置付ける「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」ができるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図る。

この基本理念の下、コーポレートガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1 会社の機関の内容

- ・当社は企業統治の体制として、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行を可能な体制とし、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、平成29年5月24日付で監査等委員会設置会社制度へ移行しております。
- ・当社の取締役の定数につきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内、また監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。
- ・取締役会は、9名の取締役で構成され、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名（内、社内取締役5名）、監査等委員である取締役4名（内、社外取締役4名）となっております。
- 取締役会は経営に関する重要な意思決定をするとともに、各取締役の業務遂行を監視しております。
- また、経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役会は定例の他必要に応じて機動的に開催しております。
- ・経営の意思決定のスピード化を図るため、取締役会の前置機関として、業務運営上の重要課題や月次決算を審議する社内取締役、執行役員および部門長で構成する「業務会」を設置し、必要により随時に重要経営事項について検討を行い提言をおこなっております。
- ・高度の専門性などが要求される意思決定や業務執行に当たっては、顧問法律事務所、経営コンサルタント等の専門家のアドバイスを受けております。
- ・当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、これらの選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。
- ・当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
- ・当社は、取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。
- ・当社は、社外から有能な人材の招聘を容易にするため、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、全社外役員（社外取締役4名）につきましては当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。
- ・当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
- ・当社は、中間配当について、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

2 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を取締役会において以下のとおり決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

- イ 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 社長は当社およびグループ会社全役職員に対し、法令、定款、社内諸規則ならびに社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを伝え、当社およびグループ会社全ての役職員のコンプライアンス意識向上に努める。
 - 2) 独立的な監視機関として社長直轄の内部監査室を設置、全ての企業活動が適正かつ健全に行われているかを監視し、必要があると認めた時は社長および監査等委員会に対し速やかに報告を行う。
 - 3) 当社およびグループ会社全ての業務執行の適法性の確保とコンプライアンス意識向上のため取締役会直属のコンプライアンス会議を設置する。
 - 4) 監査等委員会はこの内部統制システムが有効に機能しているかを監視し、必要があると認めた時は取締役会に対し改善を助言し、あるいは勧告する。
 - 5) 当社およびグループ会社の役職員から社内における法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため内部相談窓口を設置する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、経営判断に用いた関連資料とともに適切に保存および管理する。文書管理に関する主管部署は管理対象文書、保存期間、管理方法等を定めた文書管理規程を策定する。
 - 2) 取締役は何時でもこれらの文書等を閲覧できるものとし、主管部署はこれに備え随時閲覧可能な状態を維持する。
- ハ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 内部統制の本質としてのリスク管理を充実させるため当社およびグループ会社各業務部門別におけるビジネスリスク管理について定め、内部監査室はこのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失の極小化に努める。
 - 2) リスク情報については定期的に取締役会に状況報告を行う。
- ニ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて随時に機動的に開催する。
 - 2) 法令および取締役会規程に定められた決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
 - 3) 経営の意思決定のスピード化と事業活動の総合調整を図る機関として業務会を設置し、必要に応じて取締役会に随時提言を行う。
- ホ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社に対し取締役および内部監査室を派遣し、業務の適正を確保する。
 - 2) グループ会社がグループ全体の経営・財務に重大な影響を及ぼす事項を実施する際は、当社管理部は適切な指導を行う。
 - 3) 内部監査室はグループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、必要があると認めた時は、速やかにその対策を講ずるよう適切な指導を行う。
- ヘ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に対し監査業務の遂行のため、補助の使用人配置の他必要な事項

を指示できるものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人等はその権限の行使を妨げることはできない。

2) 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

ト 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

1) 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または経営に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査等委員会に報告を行う。

2) 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は内部統制システムの活動状況を随時、監査等委員会に報告を行う。

チ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 業務の執行状況を把握するため監査等委員会は取締役会のほか、業務会等の重要な会議に出席、または監査等委員会から指名された使用人よりその会議内容について直接報告を受ける。

2) 重要な事項の実施を求めた当社およびグループ会社の社内稟議書および監査等委員会が要求する当社およびグループ会社の会議議事録については監査等委員会に回付、または監査等委員会から指名された使用人よりその決議および会議内容について直接報告を受ける。

3) 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は定期的に会合を持ち、情報交換、意見交換を行う。

3 内部監査および監査等委員会監査の状況

イ 内部監査および監査等委員会監査の状況

内部監査は社長直轄の「内部監査室」を設置し、内部統制における独立的な監視機能として、会社組織の全ての活動や機能を監視するものとしています。その人員は4名で構成されております。具体的には前記で掲げた内部統制システム整備の目的の実効性を監視し、評価し、問題点や改善点がある場合は指導・提案するものであります。

監査等委員会は4名の社外取締役で構成され、取締役会に対する監督機能の強化・独立性を確保し取締役の業務遂行の全般にわたって監査を実施しております。監査等委員会は監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担に従い取締役会その他重要な会議に出席、または取締役および従業員から受領した報告内容の検証、部門実査等を通じて、取締役会が構築、整備している内部統制が有効に機能しているかを監視し、業務遂行を監査しております。

なお、社外取締役である五月女五郎氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を、安藤謙一郎氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、笠原孝志氏は公務員として長年培った豊富な経験と幅広い見識を、鈴木孝行氏は営業の第一線で活躍されこれまで培った豊富な経験と幅広い見識を有しております。

ロ 内部監査、監査等委員会監査および会計監査の相互連携の状況

内部監査室と監査等委員会の間では期初において内部監査計画を事前協議するとともに、定期的に会合を持ち相互に情報交換、意見交換を行っております。

また、会計監査人を含めた三者間におきましても、監査結果に関する協議および意見交換を定期的実施しております。

4 社外取締役の状況

イ 社外取締役の員数ならびに人的関係、取引関係その他の利害関係

当社は、取締役9名のうち4名が社外取締役となっています。

社外取締役である五月女五郎氏は、弁護士として培った豊富な経験と高度な専門性を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な助言をいただいております。

なお、同氏が所長弁護士である五月女五郎法律事務所とは、顧問契約を締結しております。当社と同事務所との間には弁護士報酬の取引関係があります。

社外取締役である安藤謙一郎氏は、安藤物産株式会社の他、数社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営執行に対する適法性について適切な助言をいただいております。

なお、安藤物産株式会社とは当社と当社主力製品の販売や施工用副資材の購入において取引がありますが、何れの取引額も売上高に占める割合は1%未満であります。

社外取締役である笠原孝志氏は、公務員として長年培った豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な助言をいただいております。

なお、笠原孝志氏が顧問を務めます太陽生命保険株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役である鈴木孝行氏は、太平洋セメント株式会社のセメント事業本部営業部長であります。

なお、同社は当社の発行済株式数の11.88%を所有しており、同社とは原材料仕入等の取引関係があります。

また、鈴木孝行氏は営業の第一線で活躍されこれまで培った豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な助言をいただいております。

社外取締役 五月女五郎氏ならびに笠原孝志氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について、特段定めておりませんが、その選任に際しては、会社法上の社外要件に加え、当社の経営判断に資するような会社経営等の豊富な知識と経験を有し、当社の経営理念の実現と中長期的な企業価値の向上に寄与することができる人材であるという点を重視するとともに、独立性につきましては、金融証券取引所が有価証券上場規定に定める独立役員に関する基準を満たすことを要件としております。

ロ 社外取締役と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との連携の状況

社外取締役は、取締役会および監査等委員会において内部監査室より、内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について報告を受けると共に、専門的見地からの助言を行うことで経営の監督機能を果たしております。また、代表取締役との会合を定期的に開催し、内部監査室、監査等委員会、会計監査人と定期的な意見交換を実施することで、取締役会に対する監督機能の強化・相互の連携を図り、実効性を高めております。

ハ 社外取締役との責任限定契約締結の状況

当社は、社外から有能な人材の招聘を容易にするため、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、全社外役員(社外取締役4名)につきましては当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

5 会計監査の状況

会計監査業務については、あざみ公認会計士共同事務所に依頼し、会計の適正な処理に努めております。業務を執行した公認会計士は勝又康博氏、寺島真吾氏であり、監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。

監査役会はあざみ公認会計士共同事務所より、会計監査人が実施した監査内容につき報告を受けております。

意見表明に関する審査につきましては、当社の監査業務に従事していない十分な監査経験及び審査経験を積んだ公認会計士により実施さ

れております。

なお業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除に向けた基本的方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを全役職員に徹底させ、反社会的勢力からの暴力的な要求や不当な要求を受けた場合は経営トップ以下、弁護士、警察他外部機関とも連携、組織的かつ毅然とした態度で臨む。

2 体制の整備状況

- 1) 反社会的勢力から擦触を受けた場合の対応は管理部を反社会的勢力対応部署とし、管理部は管掌取締役の指示の下、外部機関とも連携して対処する。
- 2) 必要に応じて反社会的勢力排除に向けた社員教育を行う。
- 3) 株主名簿管理人や所轄警察署、企業防衛対策協議会(企防協)等を通じて反社会的勢力の最新動向の把握に努めるとともに、同協議会加盟企業との関係を強化する。

Vその他

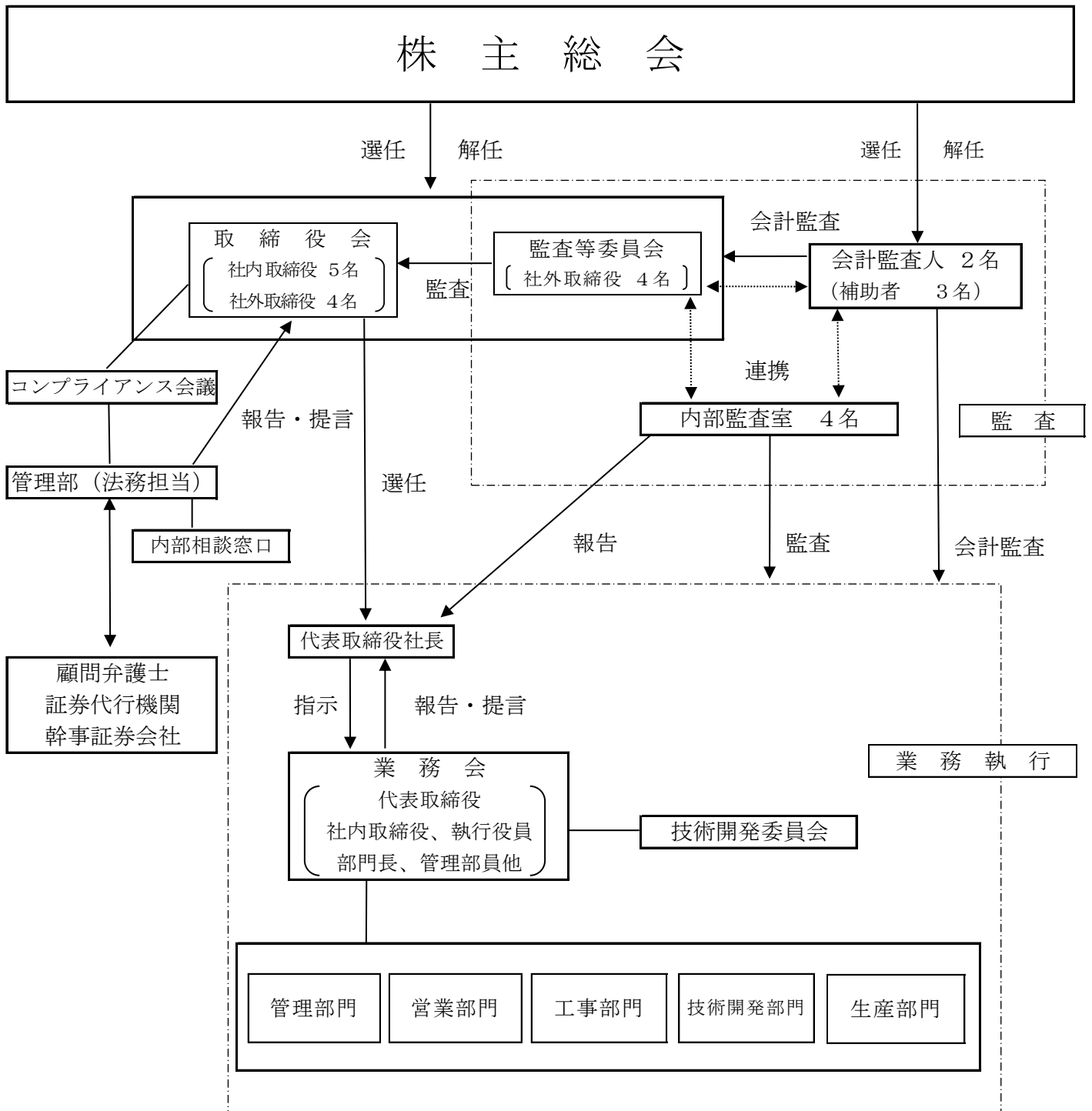
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔コーポレート・ガバナンスの概念図〕



【 会社情報の適時開示に係る社内体制概略図 】

